

函館市公共施設整備等基金取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市公共施設整備等基金条例（昭和63年函館市条例第2号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づく基金の処分について必要な事項を定めるものとする。

(基金の処分をすることができる場合)

第2条 条例第6条に規定する、条例第1条の基金の設置の目的のため必要があると認めるときとは、別表に掲げる経費の区分の対象事業を行うときとする。

2 前項に規定するもののうち、国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分手続に伴う積立金については、市立学校の施設整備に要する経費に充てる場合に限り、処分できるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

経費の区分	対 象 事 業
(1) 大規模維持補修費等分	ア 施設の延命化が図られる事業 イ 施設の維持機能・向上に資する事業 ウ 市民生活の安全・安心を確保する事業 エ 地域の振興に資する事業 オ 公共施設の新増築事業（基本・実施設計含む）
(2) 解体撤去費分	ア 老朽公共施設の解体・撤去事業
(3) 用地割賦購入費分	ア 函館駅前市有地整備事業
(4) 公共的施設整備補助等分	ア 特定建築物耐震化支援事業
(5) 国有財産購入費分	ア もと凌雲中学校グラウンドの購入